

附属農場における水銀剤使用等による懲戒処分について

このたび11月13日付をもって、本研究科附属多摩農場における禁止農薬の使用に関して、関係者に対する処分が発令されました。研究科長として、今回の処分を厳粛に受け止めるとともに、事態の重大性と責任の重さをあらためて痛感しております。今後は、農薬のみならず、研究科の安全衛生管理体制全般に万全を期し、かかる事態の再発防止に全力で取り組んでまいり所存であります。なお、今般の事態を受けて研究科では、多摩農場の立地する西東京キャンパスの教育研究体制のあり方について、全面的な見直しを進めております。明年4月の組織改革に向けて、社会の負託に真摯に応えることのできる西東京キャンパスを目指してまいりますので、今後ともご助言とご助力を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年11月17日

東京大学大学院農学生命科学研究科長
生源寺眞一